本日の会議については、ウェブ会議システムによる開催となっておりまして、まず事務 局よりウェブ会議による開催上の注意事項や案内事項がございます。よろしくお願いしま す。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 上沼主査代理、ありがとうございます。総務省総合通信基盤局消費者行政第二課、池田でございます。

ウェブ開催に関する注意事項を御案内申し上げます。

本日の会合につきましては、記録のため、録画させていただいております。また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影による傍聴としております。 事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいております。

次に、構成員の皆様におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外 はマイクをミュートにして映像もオフにしていただきますようお願いいたします。

御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査または主査代理から発言者を指名いただく方式で進めたいと存じます。御発言の際にはマイクと映像をオンにして御発言ください。御発言が終わられましたらいずれもオフにお戻しください。接続に不具合がある場合には速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。

その他チャット機能で、随時事務局や主査または主査代理宛に御連絡いただければ対応いたします。

本日の資料の確認に移ります。本日の資料といたしまして、本体資料1から資料4まで、また、参考資料1から参考資料4までを用意しております。資料1につきましては、後ほど事務局より説明差し上げる資料としております。資料2及び資料3は、水谷構成員と伊藤構成員から御発表いただくに当たりまして、資料を用意いただいております。また、資料4につきましては、前回会合の後に構成員の皆様から、検討アジェンダに対する御意見

についてお寄せいただきましたものを事務局において取りまとめたものを資料として配布 しております。参考資料1検討アジェンダ、参考資料2意見募集で提出された意見でござ います。参考資料3につきましては、前々回の会合におきまして、事業者及び事業者団体 の皆様に対しまして、構成員の皆様からいただきました御質問につきまして、本日時点ま でで御提出のあった御回答につきましてまとめたものを掲載しています。参考資料4は、 前回会合の主な御意見をまとめたものでございます。

注意事項と案内は以上でございます。

それでは、これ以降の進行につきまして、上沼主査代理に引き続き御進行のほどお願い いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【上沼主査代理】

本日はまず、ワーキンググループの検討アジェンダ3-2(1)に記載している「削除 請求権」に関し、事務局から御説明をいただければと思います。その後、水谷構成員から、 プラットフォーム事業者の責務について、続いて、伊藤構成員から、自社のシステムを活 用して実施された意見募集の結果について、それぞれ御発表いただきたいと思います。

議事の最後に、前回会合で御案内いたしました検討アジェンダへの構成員皆様からの御 意見について、事前に記入いただいたシートに基づいて、構成員の皆様による自由討議を 実施したいと思います。今日は時間を長めに取ってくださっているそうなので、いろいろ 御議論いただければと思います。

質疑、意見交換については、事務局からの説明の後と、水谷構成員の御発表の後との2 回に区切って実施いたします。伊藤構成員の御発表に対する質疑、意見交換は、アジェン ダ全体に関わることになりますので、自由討議の中で行っていただければと思います。

それでは、議事に入ります。

まずは、事務局より御説明をお願いします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 ありがとうございます。総務省、池田でございます。それでは、資料1に基づきまして、説明を申し上げます。

資料1、「検討アジェンダ3-2(1)の『削除請求権』が必要とされる事情について」という資料を御覧ください。こちらの資料につきましては、送信防止措置請求権に関しまして、現状と課題、また、それを明文化することにより期待される効果と、明文化に当たっての要検討事項につきまして、事務局においてまとめた資料として説明を申し上げたいと思います。資料の後半につきましては、この説明に関するファクト等をまとめたものと

なっております。

1ページ目、 送信防止措置請求権を巡る現状でございます。

まず、現状の1において、従来、人格権に基づく差止請求として、名誉、プライバシー等の権利又は法律上保護される利益を侵害する投稿につきまして、かかる侵害が違法と評価される場合には、プロバイダ等に対する削除請求が認められているという最近の動向について記載しております。

また、一定の権利侵害につきましては、特別法において差止請求権が規定されているというところを記載しております。また、前回、橋本先生、森田先生に御発表いただいたところでございますけれども、プロバイダ責任制限法は、特定電気通信役務提供者が、権利侵害情報について送信防止措置を講じなかった場合において、権利侵害を知らず、かつ、知ることができたと認めるに足りる相当の理由がないときには、被害者に対する不作為による不法行為の損害賠償責任を負わないこととしているという規定の紹介と、その反面、権利侵害を知り又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるときは、送信防止措置の作為義務が生じることを不文の前提としているという点の指摘につきまして、記載させていただいております。

2ページ目、送信防止措置請求を巡る課題でございます。こちらの送信防止措置請求に 巡る課題の1つ目といたしまして、プロバイダ責任制限法が、先ほど申し上げましたよう に、権利侵害情報に係る送信防止措置の作為義務を不文の前提としていると考えられると はいえ、同法においては、こうした前提を明文で規定しておらず、一定の場合に作為義務 が生じることが不明確との指摘があるという点、記載しております。

また、主に海外プラットフォーム事業者を念頭に、明文で送信防止措置請求権の規定がないと削除請求に対応してもらえないとの指摘がある旨、また、海外のプラットフォーム事業者は、裁判外では専らポリシーのみに基づいて投稿の削除等について運用しているという指摘を記載しています。

また、判例上、一定の場合に人格権に基づく差止請求権が認められるとはいえ、ユーザーに対するアンケート調査におきましては、一定の要件で差止請求権が認められることを知っている人は3割程度にとどまっており、削除請求権が活用されているとは言い難いとの指摘がある旨、記載しております。

また、判例上、一定の場合に人格権に基づく差止請求権が認められているが、人格権以外の権利又は法律上保護される利益を侵害する情報、例えば、営業上の利益を侵害する情

報につき、差止請求権が認められるかどうかについては明らかになっていないという指摘がございます。注記といたしまして、近時の学説においては、人格権にとどまらないとの指摘があるという旨も記載しているところでございます。

3ページ目、送信防止措置請求権の明文化により期待される効果でございます。送信防止措置請求権を明文化することによって、権利又は法律上保護される利益が違法に侵害された場合には、被害者が特定電気通信役務提供者に対して、権利侵害情報について送信防止措置を求めることが可能であるということが明確化されることにより、被害者が送信防止措置を求めることが可能であると広く認知され、送信防止措置請求により救済される被害者が増えるということ、また、特に海外のプラットフォーム事業者に対して、一定の場合に被害者に対して送信防止措置義務を負うことが明確化され、日本の法律上の判断と一致した判断と対応の促進が図られるというところ。

また、人格権以外でも、権利又は法律上保護される利益、例えば営業上の利益を侵害する情報の侵害が違法な侵害と評価される場合には、送信防止措置を求めることが可能であることが明確化されるといった効果が生じることが期待されるのはないかとまとめております。

4ページ目、送信防止措置請求権の明文化に当たっての要検討事項について記載しております。裁判例によれば、特定電気通信役務提供者が送信防止措置の作為義務を負う要件は、被侵害利益やサービス提供の態様などにより異なるため、送信防止措置請求権の要件は抽象的なものとならざるを得ないと考えられるところです。このときに、このような抽象的な規定であっても、前述のような効果が得られるかということ、また、実務上、主に人格権侵害についてのみ差止請求が請求されていたところ、送信防止措置請求権の明文化により、人格権以外の権利又は法律上保護される利益の侵害も送信防止措置の対象となり得ることが明確になると考えられるが、この点、影響についてどう考えるかということ。さらに、安易な送信防止措置請求の乱発を招きかねないということについてどう考えるか。加えて、著作権法や不正競争防止法などの個別法における差止請求の規定との整合性について、どう考えるかといった諸点について検討されることが必要ではないかという点、記載しているところでございます。

5ページ以降の資料につきましては、冒頭述べましたように、今申し上げました説明に 関しての参考となるデータなどをまとめたものでございます。 1 点、特に補足申し上げた い点といたしまして、 7ページ目、 人格権を侵害しないものの、 その他の権利や利益を侵 害し得るケースということにつきまして、清水構成員から御提供いただきました、そのような人格権を侵害しないものの、例えば営業上の利益を侵害するのではないかと思われるようなケースにつきまして記載しています。

8ページ以降は、これまでのヒアリングにおける御意見、または意見募集において述べられた意見につきまして記載しています。

事務局からの説明は以上でございます。

宍戸主査が入られたと伺っております。宍戸主査、こちらの音声、聞こえていらっしゃ るでしょうか。

【宍戸主査】 宍戸です。大変失礼いたしました。それでは、現在、ただいま事務局からいただいた御説明につきまして、構成員の皆様から、御意見、御質問等があればチャット欄で私にお知らせいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

これまでのヒアリング、それから、構成員の皆様からの意見等をまとめながら事務局に おいて整理していただいたものでございますが、いかがでしょうか。

もしよろしいようでございましたら、この後の議論の中身にも関わるところが多くございますので、今の段階ではこれを了として進めさせていただき、また、この後の今日の御発表等を聞きながら御意見をいただくということで進めさせていただければと思います。

それでは、本日のアジェンダの2番目でございます。すみません。私がバタバタしておりましたが、事務局から本日の進め方について御案内あったかと思います。水谷構成員より御発表いただけるということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【水谷構成員】 関西大学の水谷でございます。それでは、画面共有させていただきます。いかがでしょうか。映っておりますでしょうか。

【宍戸主査】 映っております。

【水谷構成員】 本日は発表の機会を与えていただき、本当にありがとうございます。 関西大学の社会学部メディア専攻で准教授をしております、水谷でございます。本日は、 「『新たな統治者』の社会的責務とガバナンス」と題しまして、主にデジタルプラットフォーム事業者の特別な地位と責務についてお話をさせていただいた後、それについて、どのようにガバナンスを考えていくべきかということを、私の専門である憲法やメディア法の領域からお話をさせていただければと思っております。

まず、私は、幾つかDPFに関して論文等々書いてきたところではあるのですけれども、 その中で個人的に言っているだけですが、彼らは、情報環境自体をデザインし、管理し、 なおかつ、そこの場を運営して提供するというような非常に強力な機能を持っているということを度々指摘してきました。この機能を構成しているものというのは主に3つぐらいの要素があるだろうと思っております。

一つは、アーキテクチャです。もちろん次の項目にあるアルゴリズムも、広義の意味ではアーキテクチャやコードに入ると思いますが、ここで想定しているアーキテクチャは、どちらかというと、ウェブデザインです。典型的には、ツイッターには通常、文字数制限が課せられており、今でも140字かと思います。140字より多くを1投稿に打つということは、アーキテクチャ的に規制されているので、できないわけです。それによって、実は非常に更新の速いものになっているのではないかというような指摘もあり、ユーザー体験に影響を与える部分があるといえます。

次にアルゴリズムですけれども、様々なところで自動化の仕組みが働いています。典型的には、パーソナライゼーションです。レコメンドの仕組みがどのソーシャルメディアでも利用されておりますけれども、それ以外にもトレンドのように、空間上で人気のコンテンツを目立たせる、ランクづけするということをやっており、あれもやはりエンゲージメントを強化する増幅アルゴリズムが入っているという指摘があり、これによっても、我々が読む側として、SNSを利用する側として、体験をある種、管理されている側面があると思います。

もう1点、コンテンツモデレーションと呼ばれるような仕組みを多くのプラットフォーム事業者は持っています。これは様々な定義の仕方があると思いますけれども、インターネット企業がUGCを利用規約やその他の基準で判断して、違反コンテンツにルールの執行を行い、様々なサンクションを与えるといったプロセスです。違法・有害情報の対策においては、もちろんモデレーションの部分が一番関わりますが、やはりユーザーインターフェースのデザインもそうですし、レコメンドのアルゴリズムもそうですし、こういったものが総合的に関わってくるので、それぞれの様子に目を配る必要があると思います。

DPFは、こうした機能を持っている事業者なわけですけれども、これらがある種、法的に正統な、レジテマシーあるものではないものの、その経済力を背景に、非常に強力な権力を有しつつあるということで、例えばケイト・クロニックという論者は、ソーシャルメディア、プラットフォーム企業を「the New Governors」というふうに、以前から論文で指摘しておりますし、フランク・パスカルという論者も、政治経済学の観点から、主権が今までの国家の領域に対する主権から、機能的な主権に移行しつつあるということについて、

アマゾンなどを例に指摘しています。こうした機能的主権への移行について、私は、ソーシャルメディアにも通ずるところがあると考えています。既にDPF事業者はルール形成や、執行、場合によっては、ユーザー同士の紛争裁定に関しても機能を担っています。この点で、注意しなければならないのは、DPF事業者というのは、機能的な専制君主であって、ユーザーはその臣民的な地位に置かれるという点です。日本では山本龍彦先生が、DPF事業者を中世の時代のカトリック教会等との類似性から、国家のリヴァイアサンに対して、ビヒモスと位置づけておられます。こういった事業者がモデレーションの仕組みを敷いているのですが、私自身も論文等々で勉強するまで、この仕組みがあまりきちんとイメージできていませんでした。ただ最近の論文で、アルゴリズミック・コンテンツ・モデレーションという呼ばれ方をしていて、これはどういうことかというと、要するに、かなり自動化されているということです。完全にではありませんが、かなりの割合がコンテンツモデレーションにおいて自動化のプロセスが入っています。

例えば、Metaの監督委員会の報告書によると、1日当たり約1億件、ポリシーの執行措置を行っています。1日1億件ですので、かなりの数のコンテンツモデレーターがいたとしても、これを人間だけで対処するというのはもう不可能な状況なわけです。そのため、今のモデレーションには自動化が必要不可欠なツールだと言われていて、かなりの割合、特にコンテンツのフラグ立てといって、最初に、このポリシーに違反するのではないかという目星がつけられるのですが、このフラグ立てのときにAIが入っていることが指摘されています。

こういうアルゴリズミックなモデレーションというのは何を起こすかというと、これは後でも言いますけど、非常に生産ライン的、機械的に作業を行っていますし、アルゴリズムによって自動化されているので、必然的に過少または過剰執行が起きるわけです。つまり、エラーが必然的に起こるわけです。

それで考えてみると、Metaの例で言えば、1日1億件ですので、仮に99%、エラーなしに執行していると仮定したとしても、残り1%ですら1日100万件エラーが出ていることになります。繰り返しますが、この数は、1日当たりの数です。そんな状況であるということを前提に置いていただければ、モデレーションの仕組みの特殊性が見えてくるのではないかと思います。

またDPF事業者がこうした仕組みを運用する背景には、公共的な役割を負うという意味 合いももちろんあるわけですが、the New Governorsと言われていても、そして、国家に類 似する機能を持っていても、やはり企業ですので、彼らは経済的必要性があって、この仕 組みを維持している部分があるわけです。

これはヒアリングのときにグーグルの方もおっしゃっていたとおりだと思います。つまり、アテンション・エコノミーの下では、プラットフォームをより長く繰り返し利用してもらう。すなわち粘着性が重要視されますけれども、そうなると、誹謗中傷にあふれた、非常に危ない空間というのは、ユーザーが離脱してしまいます。そのため、トラスト・アンド・セーフティーという部署があるように、ユーザーに対して安心安全な空間を提供するということが、彼らにとって長期的な経済的利益に関わってくるという点があります。もう一つは、事業者の中にはかなり広告収入に依存している事業者が多いわけなので、広告主に対するブランドセーフティーも維持する必要があります。ヘイトスピーチや誹謗中傷があふれている空間に自社の広告が出るということは企業イメージを損なうため、広告主が逃げないようにある程度掃除をする必要があるということから、こういった仕組みがかなり大規模に構築されているわけです。

ですので、すごく機械的な物言いをすると、モデレーションというのは、実はDPF事業者にとって、ユーザー生成コンテンツを商品と見立てた場合の品質管理と言えますし、ポリシーというのは、そうした品質管理のための指針という側面があるわけです。ですから、モデレーションというのは、掲示板の時代は非常に職人的な作業だったわけですけれども、今はどちらかというと、工場的ですね。あるインタビューの中で、フェイスブックでモデレーションを担当していた人が、モデレーションというのは、ニュースルームの編集というより、どちらかというと、ファクトリーだというようなことを言っていたというのを見て、私はすごくいい例だなと思いました。モデレーションというのはそういう世界であるわけです。ですので、非常に自動化されているし、その自動化によって、確率論的に、確実にエラーが起きる。そういう世界です。

別の言い方をすれば、公衆衛生をイメージするとよいかと思います。コロナ対策において、ゼロコロナを目指すというよりも、コロナ感染する人をなるべく増やさないように、行動の変容を迫るみたいなことを我が国も行ったわけですけれども、そういう公衆衛生的なモデルで言論空間を管理していくというところが特徴かなと思います。

そして、先ほどお話ししたように、DPF事業者は経済的必要性のため、ユーザー等が大 量離脱しないように、防御策としてこれをやっているということです。これは別に、私は 必ずしも悪い意味で言っているわけではなくて、すなわち、市場からのガバナンスがある 程度は効くということでもあります。市場からのガバナンスが効かないのであれば、事業者にとって一番いいのは、何もモデレーションせずにそのまま放置しておくということであり、でもそれでは、ユーザーが逃げてしまう、広告主が逃げてしまうので、今こういう現状の仕組みを彼らもつくっているのだと思います。法的なサンクションを恐れているということももちろんあると思いますけれども、そういう意味で、経済的な観点というのは重要かと思います。

こう考えると、違法情報対策に対しては、やはり公共の福祉の主たる担い手である政府による一定程度の関与も必要であろうと考えます。市場がうまくガバナンスをし切れるのであればいいですけれども、市場によって、事業者が必ずいい方向にガバナンスしてくれるということは保証がないわけで、経済市場に依存し過ぎるというのは無理があるため、その意味で、政府の関与が必要だろうと思っています。

問題はこの関与の仕方だと思います。先ほど、削除請求権のお話もありましたけれども、インターネットにおいては基本的にウェブ掲示板をはじめとする情報の媒介者、この媒介者が提供している場で誹謗中傷などで権利侵害が起きたときに、権利侵害の被害者に対して、どこまで民事上、個別に法的責任を負うべきか、というような議論が、いわゆる媒介者責任論として議論されてきたわけです。日本では法律として、プロバイダ責任制限法によって整理されましたし、アメリカでは、有名な通信品位法230条で整理されたわけです。これについて、アメリカでは今、かなり注目すべき裁判が起こっており、YouTubeでテロリズムコンテンツをユーザーにレコメンドしたことによってテロを幇助したと言って、テロの被害者からグーグル側が訴訟をされています。それを通信品位法230条で免責できるのかどうかというのが連邦最高裁で争われています。

結論はどうなるか、まだ分からないところはありますけれども、先ほど申し上げた通り、確率論的な世界を前提にすると必然的にエラーが出るので、その出たエラーに対して、プラットフォーム事業者が全て個別に法的責任を負うということになると、非常に過度な法的責任負担になっていくわけです。そこで、表現の自由的に一番恐れなければならないのはオーバーブロッキングが生じることです。事業者的には安全策を取りたいので、マイナスなものについて、被害が出ていないかもしれないけども、危ないから全部消そうと過剰に規制し始めるということが指摘できますし、逆にアメリカではモデレーションをし過ぎではないかといって、特に保守派の側から、DPF事業者は「導管」に徹するべき、いわゆるコモンキャリア論というのも出ています。実際に、一部の州では、コモンキャリア的な

視点から、モデレーションを制限するという州法が制定されており、こちらも今、連邦裁 判所で訴訟が行われていて、第5巡回区と第11巡回区で判断が割れているという状況です。

ここまで見てきたとおり、DPF事業者というのは、the New Governorsという話もしたとおり、表現空間において今までのウェブ掲示板などと比べて、やはりかなり特殊な地位、強力な地位を占めています。ただ、そこに違法情報に対する個別の責任を課すみたいな議論、これは無駄ではないですけれども、これだけではガバナンスし切れないし、そのガバナンスを強化すると、表現の自由にとって実はマイナスになる可能性もある。そのため、我々が考えなければならないのは、実はそれと同時に、DPF事業者に社会的あるいは公共的な責任を課すことであり、その上で負うべきところとして公法上の義務を課すというような議論なのだと思います。

EUのDigital Services Actなども、媒介者の免責の制度を維持しながら、こういった社会的責務としての答責性や透明性に関して行政上の義務を課すという流れになってきていることが指摘されております。

DPF事業者が違法情報流通に対して社会的責任を負うとなったときに、今までお話ししてきたような特徴がやはりその理由になってくると思います。一つは、このワーキンググループでも何度かお話が出ておりますけれども、こうした事業者は多数のユーザーをロックインしており、そして、我々ユーザーは、実生活において、その場に依存しています。しかも、これは我々一般人だけではなくて、今では政府機関や政治家も、自分たちの広報活動や、あるいは災害対策などにおいてもDPF事業者に依存している部分があります。

もう一つは、今まで説明してきたように、ユーザーを統治する仕組みを持っていることです。最後に、アテンション・エコノミーの下で、パーソナライズドフィルター、あるいはアーキテクチャとしての「いいねボタン」のように注目を集め、コンテンツのスコアリングをし、反射的な感情を表明するようなボタンをつくることによって、違法情報の発信拡散を、もちろん結果的にではありますが、誘発しているのではないかという点です。このような側面から、こういう社会的責務をDPF事業者が負っていくべきではないかと考えております。

ここで重要になるのは、違法情報と有害情報の区別であり、違法情報に関しては、もち ろん日本において法制上、あるいは判例法理上、対象がある程度明確化していますし、権 利侵害になった場合の表現の自由との間の調整も一応は済んでいます。一方で、有害情報 というのは、例えば青少年の有害情報みたいなものもあるわけで、偽情報やヘイトスピー チだけではないわけです。様々なものがここには含まれます。選挙に対する、インフルエンスオペレーションが最近問題になっていますけれども、そういった影響力工作も有害情報に入ると考えるべきなのか、対象をまずは確定する必要がありますし、それら個々のものが具体的にどのようなリスクを我々の社会に及ぼすのか。こういったものについて検証を継続的に行っていくことが求められると思いますので、まずは違法情報において、公法上の義務を通じて社会的責務を果たしていただくことが重要かと思います。

先ほどの削除請求権との兼ね合いでもう一つポイントになるのは、事業者ごとの性質が違うというのはヒアリングでもありましたけれども、検索エンジンとSNS事業者はやはり大きくサービスが違います。これは日本の裁判所も、最高裁判所で評価を分けています。検索エンジンは、情報流通の基盤と言い、SNSに対しては、それを前科情報の削除の部分ですけれども、言わなかった。そして、要件について、明らか要件というのを検索エンジンには設け、SNSには設けなかったということで、個別の法的責任の部分でも性質の違いを見ているので、社会的責務を負わせるということでも、この性質の違いは無視してはいけないのではないかと思います。

社会的責務の実装の形態としては、削除請求権もそうですけれども、さらにデュー・プロセス、あるいは権利保障といった個人主義的な、事後的な救済措置、こういったものをどうやって担保していくかが重要になってくるかと思います。透明性においても、ユーザー個々に対するアカウンタビリティを果たすために、適切な告知をしたり、不服申立てを設けたりということがこの部分では重要になってくると思います。ただ、先ほどお話ししたとおり、モデレーションの世界は非常に確率論的な世界であるということから考えると、こういう事後的な手続保障だけでは、問題を受け止め切れません。あれだけ1日に大量にエラーが出るかもしれないものを個別の救済だけで全部カバーしようというのは、これは不可能な話で、よりプロアクティブな制度設計が必要になってくるのではないかと考えます。

その点で、最近、私が注目して、勉強しているところではあるのですが、コラボレーティブガバナンスというのが、こういうモデレーションの部分にも適用できるのではないかと考えています。例えば継続的な透明性報告書や、影響評価など外部審査のようなものを、公的な機関によるサンクションも背景に置きながらDPF事業者と協働的にガバナンスを考えていくということです。透明性も、そうした観点から必要なものを透明化していく、例えばアルゴリズムのはらむリスクなどを、予防・改善するということを促進してもらうこ

とによって、表現空間のバランスを取っていくということが求められるのではないか。これは両立すべき事柄だと私は理解しております。

最後にこれだけ言っておきたいのですけれども、もちろん政府による関与が前提として必要だと私は思っておりますが、関与の仕方によっては、DPFを介した間接的な表現規制になりかねない、あるいは検閲の代理人として政府がDPFの力を使うということになりかねないので、削除請求権もそうですし、行政庁からの削除の強制もそうですが、そういったものが設計されるということになるのであれば、その透明性やアカウンタビリティが政府側にも求められます。特に行政庁が削除を強制するような場合は特にそうだと思いますけれど、そういった仕組みが濫用されないということが重要になってくると思います。そのための制度設計もまた検討すべきかと思います。

時間を超過してしまいまして申し訳ございませんが、私のお話は以上とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

【宍戸主査】 水谷先生、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの水谷構成員の御発表、御説明について、構成員の皆様から御意見、 御質問があれば、チャット欄で私にお知らせください。順に御指名させていただきたいと 思います。いかがでございましょうか。

上沼先生、お願いします。

【上沼主査代理】 水谷先生、非常に示唆に富んだ御発表ありがとうございました。8 ページ、プロアクティブな制度設計が必要だという点について、もう少し伺えればと思います。個人的には、間違えてしまったものは事後の救済しかないのかなと思っていたのですが、確かに数が多いと追いつかないというのは聞いていて思いました。ただ、プロアクティブというのは具体的に考えるとなかなか難しいのではないかと思います。

透明性報告書の公表や影響評価、プライバシーバイデザインや青少年保護バイデザイン ということで、あらかじめ対応手段を組み込めという話にはなっていますが、具体的に考 えるとすると、どういう形にブレークダウンしていったらいいか、もしあったらお知らせ いただければなと思いました。

【水谷構成員】 ありがとうございます。まさに先生御指摘のところは、僕も勉強しながら感じているところではありまして、先回りして、そういうエラーを減らしていく、エラーが起こっても、それを迅速に対処できるようにするという方法というのは、恐らく一つのツールではなくて、様々なツールを複合的に使うということが論文などでも指摘され

ています。そうでないと恐らく難しいということで、一つは、継続的に透明性報告書を出していただいて、どれぐらい違法情報の対処をしているのか、頑張っているのかという話を、政府を通じて世の中に公表していく。そういうのを見ていただくことによって、市場に影響を与える。すなわち、ユーザーに、ああ、これだけ違法・有害情報にきちんと対処しているプラットフォームで、安心だから使い続けよう、逆に、このプラットフォームは違法情報をほったらかしで、何もやらない、そういうようなことを改善する気がないというものからは消費者が離れていくというような、ある種のインセンティブを与えるような設計をするというのが考えられると思います。

透明性だけで何とかなるわけでは当然ないと思いますけれども、そういう透明性のアプローチを使うのであれば、それがユーザーや消費者にきちんと理解され、分かりやすくなるという形で、政府などが、例えば読みやすいサマリーを作るなどをやっていくということが必要かもしれません。また、自動化がこれだけ進んでいるので、そのアルゴリズムに対するある種の外部的な監査は重要になってくると思っております。

それは多分、モデレーションのアルゴリズムもそうですし、フィルターバブルやエコーチェンバーの問題が出ていますが、そういうパーソナライズのレコメンドのアルゴリズムも、システミックリスクがあるのではないかということについて、外部の研究者などによって監査をさせることが必要になってくるのではないかなと、今のところ考えております。以上です。

【上沼主査代理】 ありがとうございました。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見、いかがでしょうか。

それでは、私からも水谷構成員にお伺いしたいと思います。

まず違法情報については、従来の基本的な考え方は、発信者がその責任を負うわけですね。したがいまして、発信者の責任が、民事であれ、刑事であれ、追及できる限りにおいて、媒介をする者に責任を負わせる必要があるのかどうかということはずっと常に論点になってきました。

ここで1点考えなければいけないこととして、プラットフォーム事業者は、先ほどおっしゃられた、例えば1億件を1日に処理する必要があるというのはとても大変で、100万件、1%でもエラーが生じたら大変という話がある一方で、プラットフォーム事業者のサービスを介して情報を発信するからこそ、違法情報の発信の影響、あるいは法益の侵害の

大きさ、重大性、あるいは危険性は非常に大きくなるといった問題を、どのように水谷先生の理論の中で処理しているのか、そこがプラットフォーム事業者の責任に結びつくのか、 つかないのかということをお伺いしたい、これが1点です。

それからもう1点は、法的責任というのは、違法なコンテンツの流通に関する法的責任という、個々の違法コンテンツそのものというよりは、全体としての流通をきっちりする、あるいは流通の運営体制をきっちりする、ガバナンスに対しては責任を負うということであって、そこは社会的責務の部分もあるけれど、その延長線上で、法的に規律するということが水谷先生の理論のポイントなのかなとも伺いまして、その意味では、法的責任から社会的責務へというのは、何についてのというところが結構重要なのではないかなということを、スライドの見出しを見ていて感じたのですけれども、この辺りについて少し補足というか、御説明というか、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【水谷構成員】 ありがとうございます。すみません。宍戸先生、今、2点目の部分が、ちょっと前半部分の音声が、僕のほうが悪かったのかもしれないのですが、少し切れてしまっていて。

【宍戸主査】 ごめんなさい。失礼しました。個々の違法コンテンツに関する流通、発信についての法的責任をプラットフォーマーに負わせるか、負わせないかという問題よりは、ガバナンスをしっかり構築して回していくということについての社会的責任、責務であり、そして、そのことをしっかりするということの骨格については、法的に課すということになるのでしょうかという話です。すみません。失礼しました。

【水谷構成員】 ありがとうございます。すみません。私の説明で省略している部分もあったのですけれども、2点目については、先生が今、補足していただいたとおりで私も考えていたところです。1点目の部分についても、おっしゃるとおり、基本的にはまず発信者が主体的に責任を負うというスキームが、媒介者責任の議論でも一番前提にあったと思います。その一方で、DPF事業者自体が、まさに他者の表現を利用して、自分たちの表現をしているということが、アメリカでも指摘されているところではありますし、日本においてもグーグルの、先ほどちょっと御紹介した、忘れられる権利の前科情報の削除の決定の中で、グーグルの検索エンジンの検索結果の提供を、表現行為そのものとは言わないわけですけれども、表現行為としての側面を有するということを言っているわけです。やはり、DPF事業者がパーソナライズドフィルターも含めて、様々な情報の表示をコントロールしているということ自体が、その見せ方を変えているということ自体が、やはり彼ら

の表現行為ですし、それによって彼らは事業的な収入を得ている部分もあるわけですので、 その点から、彼らには、発信者と異なる意味ですけれども、一種の責任を負わせなければ いけないのではないかと理解しているところです。

すみません。こんな感じで大丈夫でしょうか。

【宍戸主査】 ありがとうございます。すみません。遅れてきておきながら、さらに、司会なのに引っ張って申し訳ないですが、まだ他の方の御発言希望がないようなので、もう少しだけ今の点について教えてください。例えば新聞や雑誌に一般の方が投稿されたり、あるいは記事などを書いている人と同時に、新聞や雑誌を発行する編集人であったり、出版の主体がいて、その両方が同時に責任を負うということがあり、それは編集権を出版社であったり、編集人が持っているからですね。とりわけ雑誌の編集人や新聞の発行主体がどこまで、例えば一般の方が投稿したとか、ライターさん、オーサーが書いたものに対して介入していいかどうかは、しばしば問題になる点ですけれども、その意味で、ある種の編集行為的なものが、今までのデジタル以前の世界でも、狭義の表現者ではないかもしれないけども、違う意味でやはり表現主体であるということで、編集権という言葉を使いながらこの問題は吟味されていた部分が、デジタル以前、あるいはデジタルプラットフォーマー以前はございます。

その問題とデジタルプラットフォーマーの問題は類推的に考えられるところがあるのか、 それとも、やはりそれは、責任を同時にかぶる表現行為であるという部分があるというの とは違う、特有の問題があるという整理なのか。後者なのだろうと思うのですが、そこの ところをさらに教えていただけると、今後の議論との関係でありがたいなと思います。よ ろしくお願いします。

【水谷構成員】 ありがとうございます。この点については、恐らくまだ論者によって 差があるかなとは思っておりまして、特にアメリカでは、エディトリアルジャッジメント ですかね。要するに、編集判断と新聞社などがやってきたことと、そのプラットフォーム がまさにモデレーションしたり、コンテンツをフィルターによって表示するのを変えたり ということをやっている行為を同列のように見て議論するという向きもあります。

でありますが、僕はやはりもともと報道自由の研究をやっていたというところもありますが、やはり性質が違うのではないかというのは思っており、その性質としては、ニュースルームではなくて、トヨタファクトリーだという発言がまさにそういうところだと思います。ジャーナリストの、ある種、報道価値判断やそういったプロフェッショナルな基準

による、ある種、職人的な分け方、編修というものよりも、どちらかというと、大量生産品の品質管理みたいなことをやっているわけです。ですので、恐らくここがイメージしにくいところなのだろうなと思いますが、恐らくUGCと呼ばれるものを、従来の表現の自由の考え方からすれば、つくっている表現者の利益みたいなものが前提にあって、それをただ単に流しているだけというイメージですけれども、僕が最近、このDPFの議論で思っているのは、どちらかというと製品に仕立て上げているのはプラットフォーム事業者という、そういう発想です。工場的といいますか、通常の企業であっても、製品に何らかの問題、異物が混入していたらそれは様々な義務を、公法上も含めて負ったりするということはあり得るかなと思い、それに近いかとは思います。

その点で、プラットフォーム事業者と編集判断というのは少し違うと思いますけれども、いずれにせよ、性質は違っても、何らかの形での社会的責務を負うだけの力は、彼らも持っているし、影響力も含めて、表現環境の中でそういう立ち位置にいるのではないかと理解しております。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

藤原構成員、お願いします。

【藤原構成員】 藤原です。大変興味深い報告ありがとうございました。先ほども少し話していたアルゴリズムの監査について気になっていて。むしろ、アルゴリズムの問題が最終的には一番問題なのかと、お話を聞いて思ったのですけれども、まず一つは、そもそもどうやって監査できるのだろうということです。特に人間の目で、アルゴリズムというのを完全に普通の人が自然人として理解していくというのは結構難しい状態になりつつあるのではないかと思っています。そうすると、アルゴリズムを監査するのはアルゴリズムになるみたいな話が出てくるのでないかなと思っていまして、多分アルゴリズム的なレビューというのは、先ほど8ページのスライドで言うと、プロアクティブのところでアルゴリズムの監査をし、それだけではなくて、結局、デュー・プロセス的なところ、要は、件数が多過ぎるとすると、事後的な処理もまたアルゴリズムに頼るみたいなことが出てくるのかと思っています。最後は、それぞれのアルゴリズムがきちんとしているかというのを誰かが確認する、最後、人間になるはずだと思いますが、その辺りどういう整理になっていくのか、もしかすると、まだこれからとも思いますけれども、先生のお考えなどあれば教えていただきたいなと思っています。

【水谷構成員】 ありがとうございます。まさにそこが今後課題になってくるかなと思

います。もともとコラボレーティブガバナンスみたいな議論は、元論文がGDPRの文脈で、GDPRにはアルゴリズムだけじゃなくて人間に関与させる権利みたいなものを保障するというのを盛り込んだりしており、AIによる処理やプロファイリング等によって、プライバシーに対してどういうリスクがあり得るかということを法整備していったわけです。その方向性の一つとして、論文の中では、AIのガバナンスとして、コラボレーティブガバナンスみたいな方向性があるのではないかという指摘でした。

外部監査として、そういうアルゴリズムをチェックするという意味で言うと、人間が専門家であっても、ブラックボックス過ぎて、手がつけられないということは、これはあり得ると思います。それにどこまで政府が介入すべきかどうかというところが、多分ネックかなと思いまして、つまり、そういう監査できないようなアルゴリズムをそもそも採用するというのは、極端な話ですけれど、あり得るわけですよね。

ただ、そこまで本当にやってしまっていいのかということもありますし、監査不能なものを採用していったら罰金だなどと言い出すと、これはバランスを欠いているのではないかという議論が当然あり得ると思います。ですので、そこの基準点が僕もまだ見えていないところではありますが、今回のワーキンググループでどうこうという話ではなくて、いずれの、この後の発展を考えたときに、その部分に視野を持っておく必要があるのではないかなと、今日はちょっと頭出しをさせていただいたという感じになります。

あまりきれいにお答えできずに申し訳ありません。

【藤原構成員】 いえいえ、大変よく分かりました。そういうお話だろうなと思いますので、よく分かりました。ありがとうございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。生貝構成員、お願いします。

【生貝構成員】 大変貴重なお話、ありがとうございました。まさに、違法情報に対する法的責任論を議論していた3年くらい前までは、事業者の大小の規模に関わらず、同じ責任を有するということが大前提で、それがここ最近、サイズベース、ユーザー数ベースなど、リスクベースにだんだん移行してきた。恐らくその大きな背景というのは、まさに、スライドの8ページ目で書いていただいているような、デジタルプラットフォームの特異な地位に起因する社会的責務への関心の意向だと思うのですけれども、水谷先生から見て、2つの社会的責務の方向性というのは、やはり基本的に非常に巨大な、それはシェアという意味でも、ユーザー数という意味でも大きなプラットフォームに限定して課されるものなのか、あるいはグラデーション等はあったとしても、さほど大きなものではない、デジ

タルプラットフォームにも課されるものなのかという点について、もし何かお考えがあれば教えていただきたいです。

【水谷構成員】 ありがとうございます。まさに、今の生貝先生の御指摘は、DSAがサイズでグラデーションを設けて、それぞれの責務についてグラデーションをつけて対応しているということと関係してくるとは思いますが、私としては、基本的には、まずは大規模な、一番サイズが大きく、ユーザーのロックインという意味でも、特に日本だとツイッターやインスタグラムの利用者は非常に多いので、そういったプラットフォームを前提にこういう責務を考えていくということかと思っております。

ただし、規模が小さければ大丈夫なのかという話ではありますけれども、規模が小さいところに規律をかけ過ぎると、結局、プラットフォーム同士の競争を妨げてしまう可能性が無視できないとも思いますので、グラデーションを設けるということはあり得るかなと思いますけれども、基本的には、一番大きいメガプラットフォームを主軸にこの2つの責務を考えております。

【生貝構成員】 ありがとうございました。

まさに、最後に少しおっしゃった競争という要素ですよね。僕もまだ明確に答えがない のですけれども、この分野をやろうとすると、どうもその要素を抜きで考えることができ ない部分がありそうな気がしていて、まさにその点は引き続き議論の対象にもできたらよ いのかなと思います。ありがとうございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。もう少し理論的にお伺いしたい点もございますけれども、これはこの後のラウンドで、ただひたすら水谷先生にお伺いするというだけでなくて、みんなで議論していくことが良いと思います。それらの論点をまた水谷先生の角度から示していただいて、非常にこの後の議論に役に立つお話をいただいたと思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして、伊藤構成員から、こちらも非常な御努力をいただきまして、資料3をおまとめいただいております。こちらの御発表のほうをお願いいたします。

【伊藤構成員】 ありがとうございます。PoliPoliの伊藤です。今日はどうぞよろしく お願いします。まず、発表の機会をいただいてありがとうございます。

僕らは、「PoliPoli Gov」という、いわゆる意見募集のプラットフォームをやっておりまして、本来は行政機関の方が意見募集をして、それに対して、様々な方から意見をいただいて、それを政策の参考にしていただくというプラットフォームですけれども、今回は少

し特殊な例として、僕は有識者として参加させていただいているので、運営として意見募 集して、それをこの場で発表するという立てつけを取っております。

この政策は非常にバランスが難しい政策テーマだと思うので、こういった広く意見を募集して、それを反映するというところを御理解いただいて、こういう発表の機会をいただくことを重ねまして御礼申し上げたいと思います。

今回の簡単な概要・実施結果ですけれども、おおよそ130件のコメントをいただきました。重複があるので、コメントユーザー数はそれ以下ですけれども、属性としてすごく面白いと思ったのは、20代のパーセンテージが多いというところになります。年代別に見ても、20代が一番多いというところは、ほかの政策テーマと比べても珍しいことでして、Z世代や若い世代の関心が高いのかと思っております。

僕自身もこういう意見募集のプラットフォームをやりつつ、ある程度自分で発信しているからこそ、いわゆるZ世代として誹謗中傷をかなり受けたり、心ないコメントをいただいたりして、当事者感覚としても、20代の関心が高いというのは自分、一個人としても違和感なく思っております。

100件ぐらいのコメントなので、データとして有意性というのはどこまであるかというのはまた議論あると思いますが、右下に属性や男女比を記載しております。

今回、分析の方法が難しいなと思ったのですけれども、3つ、政府・行政側の対応。民間側の対応、SNS利用者の対応と、かなり大まかですけど、3つに分けさせていただいて、まとめさせていただきました。

特に、僕としても重要だなと思った点は、SNS利用者の対応というところになります。 僕も誹謗中傷を受けたり、見たりすると、正直、どういうものが誹謗中傷で、かつ、それ に対応するというのはなかなかハードルが高かったり、そもそもできるのかというのが分 からないという人たち、自分を含めてもなかなか多いとも思っていまして、いわゆる泣き 寝入りしてしまったり、そもそもこれが本当に訴えられるのか、対応できるのかというか、 分からない方も多いので、まさにユーザーリテラシーの育成は1個あるのかなと思ってい ます。

かつ、未成年だけでなく、全世代に向けたSNS利用の講習や、テレビやニュースなど、 多くの人の目に触れるメディアでこういう報道、教育機会が増加できたらいいのではない かというコメントが多くありました。

まさに、この未成年というところですけれど、僕は今24ですが、特に未成年は、話して

いても、SNSの活用の時間、頻度も多いように感じていまして、有名な言葉では、若い世代は、オンライン接続しているか、寝ているかというコメントもありますが、まさにこれはSNSに接続しているか、寝ているかぐらいの時代にもなってきているかなとも思います。いわゆるSNSネイティブというところで、その中で、こういうユーザーリテラシーの育成というのは同時にかなり必要な分野かなとも思っております。

では、一番左のところ、政府・行政側の対応について、ここもなかなか議論あるところだと思いますけれども、もちろんプラットフォームだけ、民間だけということでなく、ちゃんと政府・行政も対応してほしいというところもありまして、ここに書かせていただいているような3つの例、施策の例がありました。

かつ、民間側、プラットフォームの対応についてもコメントとしてはありまして、誹謗中傷アカウントの停止や非表示の迅速化、テクノロジー、最近、いわゆるAIがすごい話題ですけれども、こういったところに誹謗中傷の防止など対処できないかというものもありました。

かつ、プラットフォーム事業者間の連携というところで、共通のガイドライン、これは 第三者委員会かもしれないですけれども、ルール整備みたいなことも必要ではないかと思 って、こういうふうなコメントがありました。様々なコメントありましたが、大きく分け ると3つになります。

様々な意見があって、かなり大まかですけれど、分けさせていただいたところ、プラットフォームや司法行政などと、パーセンテージを分けてみました。割合としては、プラットフォームを運営する事業者に対して何か意見、アイデアを求めているというのが4割近くと、結構多かったということも非常にポイントかなと思いました。やはりこれはふだん使っていて、フロントで見えているところがプラットフォーム、SNSだったりするので、ここにもっと対応してほしいというところが意見として多かったというのはあるかなと思っております。

2割ぐらいが大体、司法行政の施策、実装のアイデアというところになります。今回、 冒頭にもお話しできたらなと思っていたのですけれど、いわゆる行政がやるようなパブコ メではなく、今回、PoliPoliの運営が集めた意見というところで、事業者や業界団体とい うよりは、一般のユーザーからのコメントが非常に多く、その分、率直な、割とアイデア ベースなものもあったわけですけれども、そういった点でこういうようなパーセンテージ になるというのは非常に納得感があるかなとも思っておりました。 かつ、様々な4つの意見をまとめると、SNSというのは数十年ぐらいの比較的若いメディア、プラットフォームであることから、SNSとの付き合いに課題を感じる国民も多くて、ルール整備や法規制が十分にされていないと考えるユーザーが多いというところも意見募集からは導き出されたかなと思っております。

次のページ、ここは抜粋になりますけれども、「いいね」が多く集まっているもの、割といい意見だなというものを抜粋しましたが、民間による施策や実装のアイデアに関しては、これも議論あるかなと思ったのは、マイナンバーとSNSを紐付けたらいいのではないかという話、中傷された人が加害者から投稿を止めるような簡単な方法があるといいのではないかということもいただきました。

2つ目、行政司法による施策や実装のアイデアに関しては、投稿履歴を紐付ける、かつ、 点数制を実施するのはどうか、あとは、Web3.0に関してのコメントというのも見られまし た。

最後のページ、抜粋のところで、僕としてもかなり興味深かったのは、最近、お店で、いわゆる迷惑行為ということをして、それがかなり話題になって、物議を醸しているところかなと思いますが、いわゆるデジタルタトゥーというのは僕らの日常会話でもよく使うことですけれど、1回、デジタルで発信してしまったらそれがずっと残り続けるということですね。もちろん誹謗中傷や、迷惑行為をすること自体は、ある程度、適切な対処をされるべきかと思いますが、その一方で、デメリットというのが、SNSが発達しているからこそ大きくなり続けている時代というのも、この考察からはあるかなと思っていまして、いわゆる適切な対処、その時点では適切な対処を受けてもずっと残り続けるので、いつ何かバッシングを受けるか分からないという時代に突入していると思います。

そういった点を含めて、今回は被害者や、事業者のコメントが多かったですけれど、加 害者側になってしまった方々の意見というのもいただいていまして、もちろん匿名表現の 自由というところもぜひとも守られてほしいみたいな意見もありました。

加害者になってしまう背景としては、寂しさなどを抱えている。本質的な社会課題にも つながっているのではないかというコメントもありました。

最後のほうは抜粋になってしまいましたけれども、様々な意見をいただきました。この 意見募集、様々なテーマで僕らもさせていただきますが、バランスというか、様々な意見、 対立もあって、適切なルールメイキングには、様々な方々の様々な立場の方から聞いて、 しっかりと適切なバランスで、かつ様々なグラデーションで、法規制やルールをつくって いくべきとも改めて思った次第です。

以上になります。ありがとうございました。

【宍戸主査】 伊藤構成員、ありがとうございました。大変貴重な調査をしていただき、また、この場でシェアしていただきました。特に最後おっしゃっていただいたことは本当に非常に重要なことだと私も思います。

それでは、ここから自由討議へと移らせていただきたいと思います。アジェンダの3になります。事前に構成員の皆様からいただきました検討アジェンダに対する意見、検討アジェンダ自体は参考資料1でございますが、それに対して、前回、効率的に議論を進めるために予め御意見をいただくようにしたいということでお願いをして、構成員の皆様から様々御指摘をいただきました。それを事務局において資料4という形で取りまとめていただいております。

こちらに基づきまして、また、本日の事務局の御説明、水谷構成員、それから、伊藤構成員からの御発表も踏まえまして、構成員の皆様から自由に御意見をいただきたいと思います。1から4まで、ひとまずそれぞれ区切り、場合によってはもう少し区切ったほうが議論しやすいほうがいいかなと思ったらアドリブで切らせていただきます。

まずは、「1.プラットフォーム事業者の責務」ついてお気づきの点、あるいは、今日の 議論を踏まえての御指摘があればいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。 この「プラットフォーム事業者の責務」というのは特に、先ほどの水谷構成員の御発表 にも関わるところですけれども、ここはひとまずよろしゅうございますでしょうか。

そうしますと、また後で御意見等があれば、戻ってお知らせをいただければと思います。 次に、「2.透明性・アカウンタビリティの確保方策の在り方について」、御意見をいた だければと思います。いかがでございましょうか。

【伊藤構成員】 では、トップバッター、行かせていただければと思います。

【宍戸主査】 ぜひ伊藤さん、お願いします。

【伊藤構成員】 ありがとうございます。先ほどの御発表にあった、いわゆるネットワークエフェクトの議論だと思うのですけれど、透明性やアカウンタビリティ確保を求められた事業者に関しては、指数関数的に、ネットワークユーザー数は増えていくと思います。それに伴って、誹謗中傷も増えていくと思います。一方で、経済的な会社の便益、メリットに関して、ある程度の規模までは、そのプラットフォームだけだと、ほぼ経済的メリットがないと言っても等しいぐらいです。それこそスタートアップで、最初、SNSをやると、

かなり赤字モデルであり、そういう小規模な事業者にも例えば、世界規模なSNSやサービス、会社に求めるようなガバナンスを同様に求めるというのは現実的ではないと書かせていただいております。

逆に、同レベルの規制を求めると、形骸化してしまうリスクも大きくあると思いますし、 小さいSNS、サービスが生まれなくなるというリスクも大きいと思っています。

ただ、コメントにもあるように、そういう小さいサービスだからといって、全てのルールが緩くなるかというと、それは当然そうではないと思っていまして、グラデーションはありつつ、最低限求められる要件というのは明確にすべきかとは思っています。

ただ、特定のプラットフォーム事業者を狙い撃ちという形ですと、逆にそれは不公平感 もあると思うので、適切な基準をつくるべきかと思いますが、ビジネスモデルやサービス 形態によって違うかなと思うので、そこも議論があると思っています。以上になります。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

今の点は、先ほどの水谷構成員の御発表と生貝構成員の間の応酬にも関わる論点ですね。 非常に重要な点です。ありがとうございます。

さらにいかがでしょうか。今の透明性・アカウンタビリティの確保が求められる事業者についての考え方は、2-1でいただいた部分があるかなと思いますけれども、ここに限ってでも結構でございますし、その先でも結構でございます。

上沼先生、お願いします。

【上沼主査代理】 意見にも書いていますし、今のご意見と同じ方向ですし、また、アカウンタビリティを要求するときにどのような形で要求するかにも関わるとは思うのですが、要求するのであれば、その要求をきちんと満たしているかというのを確保する仕組みとセットだろうと思います。そこの確保する仕組みをきちんと回るようにするのだとすると、それなりの労力がかかります。そうすると、実効性を考えて、対象をある程度限定するのはやむを得ないのではないかと思っています。

先ほど、伊藤構成員から指数関数的というお話がありましたけれども、実際に問題発生における閾値のようなものがあって、その閾値を超えると問題がある投稿が増える、つまり、一定のユーザー数を超えたときから問題が生じるので、そうやって考えると大規模になるのかなと思いましたので、そこだけ補足です。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

どうですか。伊藤構成員、さらにあれば。

【伊藤構成員】 同意見だということを伝えたかったというのが一つと、アカウンタビリティを実際にどうやって説明してもらうかというのは、議論があるところかと思っていまして、いわゆる大きな事業者に、例えば、説明してくださいねと言っても、多分おのおのがいい指標を見せて発表すると思うので、それが本当に国にとって安心か、かつ、それはユーザーにとっても安心かというところでは、なかなか分かりづらいところかなとも思っていて、できるだけ同じような、ある程度フォーマットや、ガイドライン、第三者機関を国がつくるなりして、きちんと比較できたり、しっかりとトラッキングできたりするような形でないと、アカウンタビリティを果たしているというのはなかなか言えないのではないかなと思っています。

ただ、それが、例えば四半期に1回なのか、1年に1回なのかというのはまた議論があるかとは思います。それもまた事業者からすると、ビジネスモデルやサービスの形態が違うので、一律なところができないという意見ももちろんあるとは思いますが、全部おのおので、ばらばら過ぎて、かつ、時期も全てばらばら過ぎると、あまりアカウンタビリティを果たしていないというリスクも生じるということは、また僕からもコメントさせていただければと思います。

【宍戸主査】 ありがとうございました。アカウンタビリティを果たすというのはどういうことなのか、それから、具体的にどういう事項について、言わば説明責任を果たすことが求められるのか。2-3とか、2-2、2-5に関わる点、幾つかいただいたと思います。

それでは、水谷構成員、お願いします。

【水谷構成員】 ありがとうございます。私の発表の部分にも関わるのと、コメントにも少し書かせていただいた部分ですし、今、伊藤さんがおっしゃられたところとも関連するかとは思いますが、アカウンタビリティを事業者任せにしてしまうと、結局、事業者において、お手盛りではないですけれども、いいところを中心に出すという話になってしまうので、先ほどの監査の話はアルゴリズムの話に少し関連づけましたけれども、透明性の報告書に関しても外的なチェック、視点があってしかるべきとは思います。第三者機関的なものを入れるのかというのはポイントになるかなと思いますが、それに加えて、アカウンタビリティを果たす上で重要になってくると思うのは、大規模な事業者を前提に話しますけれども、先ほどのAI、アルゴリズムによってモデレーションが行われているというこ

とを前提にすると、大規模なエラーが起きることはあり得ると思います。つまり、突然、 大規模にアカウント凍結が通常時よりもはるかに多く起きるなどです。そのため、何らか のアルゴリズムを更新したら、そういう事故が起きてしまうということも踏まえ、そうい う事故が起きた場合の対処や、そういうことが起きないように再発防止をどうしているか ということもきちんと各事業者、明示していただく必要があるのではないかと思っており ます。

ですので、全体の削除の件数などに加えて、公表するべきものをもう少しアルゴリズムベースで考えて項目立てしたほうがいいのではないかと思った次第です。

私からは以上です。

【宍戸主査】 生貝構成員、お願いします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。今、御議論があったうち、特にユーザー数が大きい、国民の非常に大きな割合が使うようなプラットフォームサービスに特別な責務があることは、そのとおりであり、まずはそうしたプラットフォームの方々を対象に、念頭に物事を考えていくというのは賛成ではあるのですけれども、他方で、例えば違法情報への対策という意味でも、被害者がいて、そして、それにどのような対応、手順を取るべきであり、そして、誤った削除等を行われた利用者側に対して、ある種の手続的な補償を取るということ自体は、恐らく原理的に大小を問わない部分はあるのだと思います。

デジタルサービス法の中でも、ここで挙げられているほとんどの要素は、ユーザー数では切ってはいないわけです。そういったときに、コメントに書いたとおりですけれども、基本的には共通する規範として望ましいものがあり、グラデーションを2に分けるのか、3に分けるのか、4に分けるのか。ソフトローとハードローの比重というものは様々あっても、やはりある程度の、超大規模事業者以外も視野に入れた検討というのはしていく必要があるというのが1点目。

2点目といたしましては、今、伊藤様をはじめ、既にございましたように、きちんとフォーマットも合わせるということについては賛成でございまして、これもコメントに書きましたけれども、特に国際的にもまさにこういったことは並行して進められてきている中で、既にG7などに関わる文書の中でも、プラットフォームの透明性に関わる共通の枠組み、事項といったようなものを合わせていこうといったような議論も見たことがあったところございますけれども、こういったところは事業者の負担も含めても、やはり特に国際的な動向とその中身をしっかり見た上で、できる限り我が国もそれを一緒に考えていくことが

望ましいのかなと思います。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。この2の透明性・アカウンタビリティの確保方策の在り方について、さらに、どこからでも自由に御意見等あればいただきたいと思うのですが、これまで特に御発言のなかった構成員の方々含めて、いかがでございましょうか。今、生貝構成員がおっしゃられたようなことは本当に悩ましいところで、政策としての実効性と社会的な負担を考えたときに、しっかり透明性・アカウンタビリティを回していただける事業者にしっかりとした規律を課すということに意味があるのではないかということと同時に、超大規模プラットフォーマーだけではなくて、あるいは薄いものであるのかもしれないですが、一定の透明性の規律が及ぶとすべきでないか。あるいは2層、3層になるのかもしれない。しかし、他方で、そのような規律を、一般の、あるいはスタートアップ含めて課すということに対してはどのように正当化されるのかといった、これも伊藤構成員からも既に御指摘あった論点があり、今この場で結論をどちらかに打つということでは必ずしもないと思いますが、もしこのタイミングで、どちらがいいという御意見、または、こういう考え方、こういう整理もあるのではないかという御意見があれば、ほかの構成員からも、ぜひいただきたいと思います。

様々な考え方があるところでして、違法情報と有害情報で問題が分かれるといった考え 方もあるでしょうし、リスクベースで考えていくといったときに、そこでまず、超大規模 事業者には、リスクが顕在化しているから規律を課すけれども、それ以外の事業者につい ては、リスクを測って、この閾値に当たると規律をかける、または、そもそも規律をかけ るかどうか自体を全体のリスクを見ることによって発動することも考えられます。ただ、 今の時点では、超大規模プラットフォーム事業者にのみ規律を課しておくということで、 アジャイルにと、ステップバイステップでというような考え方も当然あります。透明性・ アカウンタビリティの確保方策について、今日の時点でさらに何か御発言ございますでし ょうか。

上沼先生、お願いします。

【上沼主査代理】 何度もすみません。原理的には全ての事業者に課されるべきという 生貝先生のおっしゃることは全くそのとおりだと思ってはいます。さらに、小規模事業者 であっても、いつまでも小規模事業者でいるつもりではなく、ビジネスを大きくしたいで あろうということから考えると、個人的には努力義務という形で明示しておいて、突然課 されることにならないように、大きくなるのであればこういう規律がかかりますよと、だんだん分かるようになっておけばいいのかと、割と単純に考えていました。

以上です。

【宍戸主査】 上沼先生、ありがとうございます。

ほかの構成員の皆様、いかがでしょうか。それでは、また後で、何か御発言の御希望が あれば承りたいと思います。

それでは、次に、「3.プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割」の部分でございます。

「2.透明性・アカウンタビリティの確保方策の在り方について」についてでしょうか。 山根構成員、お願いいたします。

【山根構成員】 タイミングが悪くて、すみません。今の対象事業者の範囲ですけれども、私はなるべく幅広く底上げも図るようにという意味で、意見も出しました、ただ、社会的責任の大きさ等から考えることや、競争の促進も必要という御意見にも納得はできると思っているところです。その中で、対応にグラデーションをつけるということが何度か言われていますけれども、そのグラデーションのつけ方についての議論というのは、これまでもいろいろとされてきて、大体の整理がついているのかどうかというのをお伺いしたいと思いました。

今も上沼先生から、小さい事業者には努力義務というような扱い方でいいのではないか という御意見がありましたけれども、そのように様々に色づけを変えていくというイメー ジなのでしょうか。ちょっと説明いただければと思いました。

【宍戸主査】 ありがとうございます。これはまだ、この場で誰も考え方が決まっているわけでもないですけれども、例えば上沼先生だとどんなイメージですか。

【上沼主査代理】 グラデーションについてですが、必要なあるべき方策というのは、 ある程度は目標としては設置しておいて、そこに向かってみんな頑張りましょうと言って おくけれども、その強制の仕方をどうするかは議論の余地があるところだと思います。強 制するためには労力がかかるから、ある程度、上でいいかなという意味のグラデーション という感じです。

それで大丈夫でしょうか。

【山根構成員】 ありがとうございました。その部分についても、もう少し詰めた議論 も必要だということですね。 【宍戸主査】 もちろん当然そうだろうと思います。

【山根構成員】 ありがとうございました。

【宍戸主査】 はい。それでは、水谷構成員、お願いします。

【水谷構成員】 2についてですけども、今の御議論から少し離れてしまいますが、透明性・アカウンタビリティの確保という点で、PDCAサイクルを事業者で確立していくということが一つ目的で書かれていると思います。それと同時に、先ほど発表の質疑応答でも触れましたけれども、事業者にとって一番気にしなければならないのは、やはりユーザー、あるいは広告主だと思います。その市場に、ソフトではあるけれども、透明性やアカウンタビリティの確保がある種の影響を与えられるようなことを検討しておかなければならないとは思います。

つまり、透明性を確保したものの、その見せ方です。専門家が透明性報告書をきっちり モニタリングするというのももちろん重要かもしれませんけれども、一方で、この事業者 は、違法有害情報に対しても、特にちゃんと対処している。一方で、この事業者はそんな にしていないということがきちんと示され、それが分かりやすく、国民に伝わることによ って、市場の中でユーザーや広告主が、この事業者はこういう体制を取っているのだなと いうことで、その評価を変えることが起こる。それで、市場における競争で少し動きがあ るということにつながっていくといいのではないかと思いましたので、それも少し頭に置 いて設計してもいいと思いました。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。この点は、一つは、透明性、説明責任をどのように解釈、評価し、人々に理解していってもらうか。このこと自体、下手なやり方をすると、生具構成員がおっしゃるように、競争環境を人為的に変えていくようなことになる気もしますし、むしろそれこそが競争環境を整備するということにもつながるという考え方もあり得るところで、今の点も非常に重要な論点を提起していただいていると思います。この点もぜひ引き続き深掘りできればと思います。ありがとうございます。

ほかに、この2の部分について、さらにございませんでしょうか。

それでは、ぜひ、「3.プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割」についても、 御意見賜れればと思いますが、いかがでございましょうか。御意見ある方はチャット欄で 私にお知らせをいただければと思います。

資料4で申しますと、25行目以下です。少し分けてお伺いいたします。一つは、投稿の

モニタリングのフェーズでございます。26行目からですけれども、生貝構成員、上沼構成員、藤原構成員、御意見いただいておりますが、さらにいかがでしょうか。

これについては、構成員の方と、現実の誹謗中傷被害を受ける方、事業者の方、いろいろ見方が分かれ得るところですけれども、実質的にどうやって乗り越えられる部分があるのかも含めて、議論していくということなのかと思います。

さらに、(2)、27行目でございますけれども、繰り返し、多数の権利侵害を投稿するアカウントのモニタリングについても幾つか御意見をいただいております。これらについてもいかがでございましょうか。

ひとまず、この辺りはよろしいでしょうか。

それでは、3の中でも、29行目からの3-2、要請・請求のフェーズにつきましては、 削除請求権の問題について、冒頭、事務局より資料1により御説明もございましたけれど も、非常に多くの構成員から御意見をいただいているところでございます。改めまして、 補足等あるいは御意見等あればいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

水谷構成員、お願いします。

【水谷構成員】 度々失礼します。営業権の話が、30行目で議論に上がっていたと思います。削除請求に対しての範囲に人格的利益以外にこのような経済的な利益を入れるのはどう考えるべきかという話ですけれど、これを射程に入れたときに、実際上起こり得ることを少し想像してみましたが、意見にも書いたとおり、これを認めるという話になると、例えばグーグルマップやアマゾンの商品のレビューにも射程を広げる必要があるのかと思います。僕も、今日の発表は、基本的にはソーシャルメディアを前提に考えており、ソーシャルメディア上でもこういう問題が起きていないとは申しませんが、営業権との関わりで、例えばレストランが、おいしくない、接客の態度が悪いなどと口コミ評価で書かれたり、それが過剰に非常に痛烈に書かれたりすると、営業権にとって無視できない影響を持つことになってくると思うので、むしろここが問題になるかなと思います。それを対象範囲に含めるか否か、今回はそこまでできるのかというのを少し疑問に思い書かせていただきました。

私から以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

今の水谷構成員の御指摘についてでも、それ以外でも結構ですが、いかがでしょうか。 清水構成員、お願いします。 【清水構成員】 今のお話の続きで、私は入れてもいいのではないかという立場ではありますが、何でもかんでも認めるかというと、もちろんそういう話ではなくて、上沼先生もたしか指摘されていたと思いますが、結局、どういうものであれば侵害なのかということの判断が必要になっているので、仮に抽象的に権利侵害だと一方的に主張すれば、それが当然認められるというものにするとすれば、問題だと思いますが、そういうものではないという前提で考えるのであれば、入れてもいいのではないかと考えています。

前回のご発表によると、人格権侵害に含まれないというのが世界のトレンドで、削除請求を認めるわけという流れがある中で、現状、裁判所の判断というのは、人格権侵害に限って削除を認めるという方向になっています。そこを広げていくというのも意味があることだと思いますし、実際上、多くの方が困っているのは、グーグルマップも含めて、人格権侵害とは言い得ないようなものだけれども、実際上、虚偽の内容が様々書かれていて困っているというもので、そういったものは非常に多くあります。ですので、そういうものを含めるというのは意味があることではないかと思っています。

【宍戸主査】 貴重な御指摘、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。上沼先生、お願いします。

【上沼主査代理】 実は清水先生の御意見に質問したいと思っていたので、続けて伺いたいのですが、不法行為を民法709条の成立を前提とするような定め方はされるべきではないという御意見でした。確かに、差止めについては、今まで、いわゆる法律に書いてあるようなものは、独占権があるようなもので、確かに故意、過失はなくて、権利侵害があれば削除請求は認められるという形にはなっていましたが、この前も少し申し上げた債権侵害みたいなものはどうなんでしょうか、と思いました。例えば、ビジネススタイルとして、電話番号や住所は、一見さんお断りだから機密にしたいと言う場合、それは、お客さんとの合意になるのだと思います。それがネットに書かれてしまったとき、お店としては、当然削除したいということになると思いますが、本来的にはお客さんがお店との合意に違反したということだと思います。単なる合意違反の内容削除の対象としようとするのであれば、要件としてもう少し何かが必要なのではないかと思います。そうすると、もともと法律上、今まで差止請求を認められているもの以外を広げるのであれば、709条の裏返しなど必要なのかなと何となく思っていました。

ですので、先生の不法行為ではないほうがいいということについて、もう少し御意見を伺えるといいなと思っていたところでした。よろしくお願いします。

【清水構成員】 今、上沼先生がおっしゃったような、お客さんとの約束のような、いわゆる債務不履行的なものについてまで認めるのは、どうかとは思っています。ここで不法行為、民法709条の成立を前提とするような定め方をすべきではないと書いたのは、言葉足らずかもしれませんが、人格権侵害との兼ね合いで民法709条を前提にした場合、故意過失が要求されるという点が問題ではないかと考えたからです。仮に民法709条を前提とした話になってしまうと、侵害のみならず、故意過失も要求するという形になるので、人格権侵害を理由とする削除について現在の実務の扱いより上乗せになってしまうので、そういうことは避けられる必要があるという趣旨で書いたところです。

【上沼主査代理】 分かりました。要するに、現状のものを狭くする趣旨ならば反対だという御趣旨だと理解しました。ありがとうございます。

【清水構成員】 はい。そういうことです。

【宍戸主査】 ほかに御意見等ございますでしょうか。

この辺りも、先ほど来お話ありましたように、削除請求権を書くということの意味、何か既存の法的なものの考え方を変えているのか、変えていないのか。それとも実務的なインパクトに標準を合わせているのかという問題、事務局から御説明ありましたけれども、その問題もありますと同時に、権利侵害であれば削除が請求できるべきだという場合の権利侵害とは実際に何なのか。そこについて、特に名誉権と表現の自由の調整については、一定の考え方が確立している部分があるわけですけれども、しかし、削除の請求ということに、人格権侵害の部分について、それが本当に今のインターネットの時代において過剰でないか、逆に不足している部分はないかといったことはしばしば問題となってきて、この場でもしばしば問題になりました。商事法務の研究会でも様々な議論があったところでございます。

これがさらに営業権等になった場合に、表現の自由と営業権の調整は一体どうするのだということは、必ずしも十分に議論がなされてこなかったところがあり、それは、ある意味では普通、営業権を表現の自由で侵害するということは、SNS以前、あるいはロコミサイト等以前であまり考えなくてよかったのかもしれないですが、まさにそこが主戦場になっていて、そこをどういうふうに考えていけばいいのか。その問題はこの際取り上げていくべきなのか、それまで広げられるのかといった、このワーキンググループの検討のスコープに係る問題も先ほど水谷構成委員から御指摘をいただいている部分と思います。

なかなか実体的な権利侵害の要件、あるいはそこで侵害されるという法益の内容ないし

行為の対応まで、このワーキンググループで立ち入り切ることはできない部分があり、しかし、そこを括弧にくくった上で、請求権の創設、明文化の成否のインパクトも含めてどう考えるかということについて、引き続き構成員の皆様からお気づきの点があれば、今日に限らず、御指摘をいただければと、今日のところはお願いをしておきたいと思います。

さらに、この3につきましては、例えば32行目、プラットフォーム事業者による権利侵害性の有無の判断の支援、36行目からは、行政庁からの削除要請を受けたプラットフォーム事業者の対応の明確化、これらについても様々な御指摘をいただいております。これらについてもいかがでございましょうか。

あるいは、38行目以降、削除等の判断実施のフェーズにつきましても、これは項目としてはいろいろあって、また、御指摘もいただいているところでございます。これ以外につきましても御意見等あれば承りたいと思いますが、あるいは御自身が出された御意見について、趣旨の補足、強調しておきたい点があればお願いしたいと思います。

それでは、40行目から4というところで、その他事項がございます。これらについても 御意見をいただいております。その他事項、あるいは全体をひるがえって1から3まで、 全体でも結構でございます。特に本日、御発言いただいていない構成員の方で、何かお気 づきの点があればぜひ、せっかくの機会ですので、いただければと思っております。もち ろん今まで御発言された方の発言を萎縮させようということではございませんが、残り時 間10分程度でございますけれども、御自由に御発言いただきたいと思いますが、いかがで しょうか。

水谷構成員、どうぞお願いします。

【水谷構成員】 最後、43行目のダイレクトメッセージのお話で、結論から言うと、ここは慎重になったほうがいいのではないかという意見を書いております。というのは、ダイレクトメッセージによる被害が深刻であるということも、もちろんこれまでのワーキンググループの議論で理解しておりますけれど、一方で、ダイレクトメッセージの仕組み上、これは一対一の通信ですので、公然性がある、ソーシャルメディアのように知らない人にその内容が広がるという話ではないわけです。当然、通信の秘密との兼ね合いが出てくるということもあり、ここにてこ入れをするとなると、どちらかというと、発信者情報をどうこうというよりも、まずは事業者のアーキテクチャ上の実装。ミュート機能などを促進していくという方向を考えたほうがいいのではないのかと思っております。

私からは以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

ほかに自由に、どの箇所でも結構ですが、御質問、御意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

上沼先生、お願いします。

【上沼主査代理】 意見にも書いていますけれども、まず、透明性の対象としてあまり 明示的に言ってこなかったのですが、透明性の対象の4行目辺りについての意見です。透明性の対象として求められるのは、まず、権利侵害情報に対する対応ですが、加えて、その他違法情報も当然入ると思っています。有害情報については、プラットフォーム事業者 が何を有害としているのかということを自分で言うことも含めて透明性を確保してもらう。 青少年有害情報も、自分たちは何を青少年有害情報としてコンテンツモデレーション対象 として考えているかを明らかにするということが、前提として考えておりまして、記入した括弧の中だと読み切れないかもしれないと思いましたので、補足いたします。

水谷先生の御意見に少し補足して述べさせてもらうと、確かに、一対一のメール、通信の秘密との関係ですごく難しいのはそのとおりだと思っていますが、ただ、フィッシング 詐欺は本当に最近増えていて、そのときに、本来的には警察を通さなくても民事的に何と かできるのであれば、そのほうがいいなというのは思いますので、同じ人が大量に送って いるというのが分かるのであればいいという仕組みがもしあったらいいなと思ったので、 それだけ追加です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

それでは、清水構成員。

【清水構成員】 私はDMのについて少しお話ししようと思ったのですが、DMについては、やはり通信の秘密の問題があって、開示など難しいというのは、重々理解しているところではあります。ただ、例えば開示請求した結果として、例えばGメールやヤフーメールといったフリーメールが開示されたときに、その利用時のIPアドレスの開示請求などができるようになってくれてもよいではないかなと思います。現状だと、それも通信の秘密の関係で難しいと言われてしまうわけですが、一旦開示されたものについては、電話番号の照会もできているわけですので、それとの比較で考えて、できるようになってもよいのではないかと思いました。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

ほかに構成員の皆様から御発言、この機会にいかがでしょうか。

生貝構成員、お願いします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。私から一つ、一番下の2番目に書いたのですけれども、まさに先ほど上沼先生からもあったように、権利侵害情報とそうでない違法情報というのをどう考えるかというのは、少し頭には置いておいたほうがいいのだろうなと思います。

今回で言うと、項目3は、基本的に権利侵害情報を念頭に置いている書き方なので、恐らく主に2のほうを全体的に適用していくのかといったような議論になってくるのだと思います。また、どうしてもこういう感想を持つのですけれど、他方で、DSAは全体的に違法コンテンツは違法コンテンツだといったような形の記述ぶりを取っているところ、そこのある種の平仄というものをどう考えていくかは僕も考えてまいりたいなと思います。

標準法というと、僕がやっている分野ですと、シェアリングエコノミーですと非常に様々な情報、法律というのが関わってきて、恐らくDSAはもともと明示的に、コラボレートエコノミープラットフォームというのも対象に設計していますけれども、恐らくつくり方によってはそういうのも当然入ってき得るのだろう、あとはまさに職安法や様々な規定の在り方というものを果たしてこの中でどう位置づけていくのかというのは、少し意識して議論していけるとよいのかなという気はしました。

取りあえず以上です。

【宍戸主査】 貴重な御指摘ありがとうございます。

ほかに御意見等いかがでございましょうか。

大体時間ではありますが、せっかくなので、私から伊藤構成員にお伺いしてみたいことがございます。一つは、伊藤構成員、今回、こういう形でワーキンググループの議論に加わってみていただいて、かつ、まさに20代を中心とした貴重な意見を集めてきていただいたということなのですけれども、御自身が参加されて、また、今回のPoliPoliの御意見の集約を見ていて、それなりに政府の中での、ある種の専門的な検討と、それから、特に若い世代、Z世代を中心とする方々の問題についての温度感や意識は乖離があると捉えたらいいのか。大体うまく話は同期が取れている、同じ方向性を向いて、同じ問題を議論していると認識されているのか。また、さらに距離を詰めていくべき点が、あるいは詰め方があるとすればどういうところを工夫したらいいのかといったことについて、せっかくなので、ぜひ伊藤構成員の御知見を賜れればと思いますが、いかがでしょうか。

【伊藤構成員】 ありがとうございます。まず所感として、このワーキンググループ自

体が、それこそ僕を呼んでいただいているというところもそうですし、こういうふうに意見募集、どうでしょうかというところで、今回のような発表の機会をいただいていて、本当に難しい分野だからこそ、オープンに、かつ、様々な意見を取り入れるという御尽力をいただいているというのは、なかなかない会議になっているのではないかというのをまず所感として思っています。

一方で、これは政策など全体に言えますけれど、こういうワーキンググループがそもそもあること自体を知っている20代、当事者がいるかというと、これはPoliPoliとしても実力不足というのもありますが、9割以上の人は知らないのではないかというのが正直なところではあります。ただ、誹謗中傷を受ける、見るという人も、特に若い世代が多いかとは思っていて、今、パブコメや、こういうふうに検討されていることも含めて、かつ、実務的に誹謗中傷があったときに、しっかりと手続できるかというところや、どうやって具体的にそれを対応できるかというのを知っているという人もいないような気もしていて、できるだけ手続を、例えば簡素化、分かりやすくする。そもそももっと前段階で啓蒙していくというのは大事なのかなと思いました。

例えば誹謗中傷があったとき、どういうワードで検索するかというと、「誹謗中傷 つらい」や、「誹謗中傷」というワードすら出てこない気もしていて、「ネット ひどいコメント ひどい」みたいなもので検索したり、それこそ、もしかしたら、グーグルやネット検索ですら使わず、TikTokやYouTubeで検索するというケースもある気もしていて、それぞれがプラットフォームでもありますが、例えばそういったところで啓蒙してもらうこともあり得るとは思いました。

まとめると、やはりこういうふうに会議自体開かれて、本当に御尽力いただいているというのはありますが、こういうような議論があったり、そもそも誹謗中傷があったときにどう対応すべきかを正確に把握している、いわゆるZ世代、ネットネイティブというのもなかなか現状いない気もしているので、啓蒙や、被害に遭ったときに、実務レベルで簡素化したり、若い世代が使いやすいようにしたりというのは、引き続きやっていくべきなのかなとは思ったという次第でございます。

【宍戸主査】 貴重な御指摘ありがとうございます。この種の問題は、政策形成と、まさに形成されるべき政策の内容と、この場合だと誹謗中傷であったり、プラットフォームの在り方に、我々が利用者としてどう向き合って、情報を発信したり、情報を受け取ったり、傷ついたと思ったときにどう救済を受けるかということと、プラットフォーマーの在

り方をどう変えていくように声を上げていこう、政府にどういうことを期待していこう、 プラットフォーマーに何を求めていこうということが連動しています。そういう意味で、 今の御指摘は非常に重要だと思いますのと同時に、今の点も含めて、まさに中身の問題も 引き続き議論していければなと思いました。本当にどうもありがとうございます。

【伊藤構成員】 ありがとうございます。まさに見ていたものは、さらに僕自身、発信するようになってから、以前に、高校生で、全然発信していなかったときから割と誹謗中傷を見ることが、今思うとあったなと思っています。ですから、そういう数字に上がってきていないものも市民レベルとしてはあると思うので、ぜひ引き続き御一緒に考えていけたらと思っています。ありがとうございました。

【宍戸主査】 ありがとうございます。今日、非常に貴重な調査報告をしていただいたということに御礼申し上げますとともに、まさに、この意見募集に応じていただいたユーザーの方々にも私から御礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、予定の時間でございますので、この辺りで本日の意見交換は終了とさせていただきたいと思います。

事務局から連絡事項がございましたらお願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 事務局でございます。次回会合につきましては、 別途事務局より御案内いたします。

事務局からは以上でございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。本日も非常に貴重な御発表をいただくと同時に、様々な点について、これまでに重ねての御意見あるいは論点の提起をいただき、また、その中には、構成員の間でもニュアンスの異なるものも含まれておりますので、事務局においてさらなる論点整理の作業を進めていただければと思います。それを基に、今後さらにインテンシブに議論を進められればと考えております。

いずれにいたしましても、本日の議事はここまでということになります。

以上で誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループの第5回会合 を終了とさせていただきます。

本日も皆様、お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございました。これにて散会いたします。